

豊中市議会各派代表者会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、各派代表者会の運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 各派代表者会は、年長の議員（議長選出後にあつては議長）及び会派（3人以上の所属議員を有する団体をいう。以下同じ。）が、その所属議員のうちから選出する代表者（幹事長及び副幹事長）をもって構成する。なお、各会派が選出する代表者の数は、次のとおりとする。

会派の所属議員数	会派が選出する代表者の数
3人以上議員定数の4分の1未満	1人
議員定数の4分の1以上2分の1未満	2人
議員定数の2分の1以上	3人

(届出)

第3条 会派が代表者を選出し、又は変更したときは、これを事務局長（議長選出後にあつては議長）に届け出なければならない。

(座長)

第4条 各派代表者会に座長を置く。

2 座長は、年長の議員（議長選出後にあつては議長）をもって充てる。

3 座長は、各派代表者会の事務を総理する。

(会議)

第5条 各派代表者会は、座長が招集し、会議を主宰する。

2 各派代表者会は、原則として各会派の代表者（第7条に規定する代理出席者を含む。）全員が出席して会議を開くものとする。

3 会議の表決の方法は、全会一致とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協議事項)

第6条 各派代表者会において協議する事項は、次のとおりとする。

(1) 一般選挙後の初議会の運営に関すること。

(2) 議席に関すること。

(3) 議員控室に関すること。

(4) 議会の各種役員の選出に関すること。

ア 議長

イ 副議長

(5) その他各会派の連絡調整を必要とする事項

(代理者の出席)

第7条 代表者に事故があるときは、当該会派に所属する議員のうちから代理者を出席させることができる。

2 前項の規定により代理者を出席させる場合は、座長にその者の氏名を届け出なければならない。

(会議の非公開)

第8条 各派代表者会の会議は、原則として公開しない。

(記録)

第9条 年長の議員（議長選出後にあつては議長）は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、各派代表者会の運営に関し必要な事項は、座長が各派代表者会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は，平成24年12月21日から施行する。